

黒川地域行政事務組合

令和3年度公営企業会計資金不足比率について

平成20年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体の財政の健全化を判断するための「健全化判断比率」と、公営企業の経営状況にかかる「資金不足比率」について、平成19年度決算から公表が義務付けられました。

一部事務組合においても法律に基づき公表の対象となりますが、このうち、健全化判断比率については、比率算定に必要なデータを構成市町村に提供し、構成市町村が組合分を含め公表することになっているため、当組合では、資金不足比率のみを住民の皆さんに公表します。

なお、令和3年度においては、下表のとおり病院事業、訪問看護ステーション事業とも資金不足が生じていないため、資金不足比率の該当はありません。

◆ 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	令和3年度決算	経営健全化基準
病院事業会計	—	(20.0)
訪問看護ステーション事業会計	—	(20.0)

備考

- 1 資金不足額がない場合は「—」と標記しています。
- 2 経営健全化基準とは、資金不足比率がどのような状況にあるのかを判断する基準として設けられているものです。資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合、経営健全化計画を策定しなければなりません。